

議第17号議案

新座市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年12月7日提出

提出者	新座市議会議員	嶋野	加代
賛成者	//	鈴木	秀一
	//	佐藤	重忠
	//	富永	孝子
	//	小野	大輔
	//	島田	久仁代

提 案 理 由

災害の発生、重大な感染症のまん延及びその他のやむを得ない事由等により参集することが困難な場合に、オンラインによる方法で委員会等を開会することができるよう、所要の改正を行う必要があることから、この案を提出する。

新座市議会会議規則の一部を改正する規則

新座市議会会議規則（昭和46年新座市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則（第90条－<u>第94条の2</u>）</p> <p> 第2節～第6節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第166条・第166条の2</u>）</p> <p>第8章・第9章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （定足数に関する措置）</p> <p>第94条 [略]</p> <p> <u>（出席委員に関する措置）</u></p> <p><u>第94条の2 この章における出席委員には、新座市議会委員会条例（昭和52年新座市条例第27号）第13条の2第1項に規定するオンラインによる方法（以下「オンラインによる方法」という。）で委員会に出席した委員を含む。</u></p> <p> 第2節 審査</p> <p> （議題の宣告）</p> <p>第95条 [略]</p> <p> （委員外議員の発言）</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>会議（オンラインによる方法による会議を含む。）への出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p> （委員長の発言）</p> <p>第118条 [略]</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、委員長がオンラ</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 [略]</p> <p>第2章 委員会</p> <p> 第1節 総則（第90条－<u>第94条</u>）</p> <p> 第2節～第6節 [略]</p> <p>第3章～第6章 [略]</p> <p>第7章 協議又は調整を行うための場（<u>第166条</u>）</p> <p>第8章・第9章 [略]</p> <p>附則</p> <p> （定足数に関する措置）</p> <p>第94条 [略]</p> <p> 第2節 審査</p> <p> （議題の宣告）</p> <p>第95条 [略]</p> <p> （委員外議員の発言）</p> <p>第117条 委員会は、審査又は調査中の事件について、必要があると認めるときは、委員でない議員に対し、<u>その出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。</u></p> <p>2 [略]</p> <p> （委員長の発言）</p> <p>第118条 [略]</p>

インによる方法で委員会に出席した場合における同項の規定の適用については、同項中「委員席に着き」とあるのは「委員として」と、「委員長席に復さなければ」とあるのは「委員長として議事進行を行わなければ」と、「委員長席に復する」とあるのは「委員長として議事進行を行う」とする。

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。ただし、オンラインによる方法で出席している委員は、この限りでない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、会議（オンラインによる方法による会議を含む。）において紹介議員の説明を求めることができる。

2 [略]

(協議又は調整を行うための場)

第166条 [略]

(協議等の場の開催方法の特例)

第166条の2 招集権者は、次に掲げるときは、オンラインによる方法で協議等の場を開くことができる。

(1) 災害の発生、重大な感染症のまん延その他のやむを得ない事由により構成員が協議等の場の開会場所に参集することが困難であると認めるとき。

(2) 疾病、育児、看護、介護、出産、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由により協議等の場の開会場所への参集が困難な構成員から、オンラインによる方法での協議等の場の開会の求めがあるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、招集権者が特に必要と認めるとき。

2 前項の場合において、オンラインによる方法で協議等の場に参加することを希望する構成員は、あらかじめ招集権者の許可を得なければならない。

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第167条 [略]

(不在委員)

第129条 表決の際会議室にいない委員は、表決に加わることができない。

(紹介議員の委員会出席)

第142条 委員会は、審査のため必要があると認めるときは、紹介議員の説明を求めることができる。

2 [略]

(協議又は調整を行うための場)

第166条 [略]

第8章 議員の派遣

(議員の派遣)

第167条 [略]

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。